問合せ／商工担当TEL 991-1854

歯周疾患検診

12月28日(水)まで。対象者には、ハガキを送付しています。

くらしの危険　携帯型ゲーム機で出会い系サイト！～そんなことできるの？～

事例　携帯型ゲーム機でインターネットを見ていて、出会い系サイトを見つけ、登録してしまった。完全無料で登録すれば友達を紹介してくれると表示されていた。登録すると、「ポイントを買え。お金を払え。ＩＰアドレスを取得したから家に行くぞ。法的措置を取る。」と脅された。怖くなり、母親のクレジットカードのカード番号を入力した。「これで終わる。」と思ったのに、次から次へと「お金を払え。家に行く。訴える。」とメールが来てしまった。どうしたらよいか。（中学生　男子）

事例の中学生の携帯電話はフィルタリングが設定されており、家のパソコンもフィルタリングソフトが導入されていました。中学生の親は、これで「悪質サイト対策は万全」と安心していたのに、意外な盲点がありました。

中学生の話では、「親には言えないことや学校の友達にも恥ずかしくて聞けないことが、いっぱいあった。だから悩み事を相談し合える友達が欲しかった。ある時、携帯型ゲーム機でインターネットが使えることを知った。家では、無線ＬＡＮが使える環境であり、試しに携帯型ゲーム機を使ってみたら、インターネットにつながった。」ということです。

現在、通信技術の発達により、パソコンだけでなく、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末機、携帯型ゲーム機までインターネットを使えるようになっています。こうした技術の進歩に対して保護者である親はついていけなくなっている現状がありますが、子どもたちは、こうした新しい機器をすぐに使いこなす力を持っています。

消費者へのアドバイス

①インターネットに接続できるのは、パソコンや携帯電話だけではありません。通信技術の発達により、思いもしなかった家電製品からも接続できるようになりました。子どもに家電製品を買い与える時は、取扱説明書をよく読んでから渡しましょう。
②取扱説明書を読んでもよくわからない時は、メーカーのお客様相談室に相談しましょう。
③フィルタリングソフトは万能ではありません。過信は禁物です。日ごろから子どもがどんなサイトを見ているかよく観察しましょう。
④クレジットカードの保管には、細心の注意を払いましょう。万が一、子どもが親のクレジットカードを使ってしまったら、親のカード管理責任が問われることがあります。
⑤事例のようなケースでは、未成年者の契約として取り消すことができる場合があります。最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

小鳩だより

松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当TEL991-1874

親子で遊ぼう
～ちょっと早めのクリスマス～

■**日時**／12月16日(金)午前10時～正午
■**場所**／外前野記念会館「ハーモニー」2階大会議室
■**対象**／就学前のお子さんと保護者の方
■**定員**／25組(申込み順)
■**主催**／松伏町民生委員・児童委員協議会(児童育み部会)
■**申込み**／12月6日(火)から社会福祉担当へ(電話可)

「民生委員・児童委員はいつもあなたのそばにいます」

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください。
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します。

後藤志能（ごとう ふみのり）くん
［H18.11.6］
コメント
優しくたくましくなってね♡
【尚志・りか】
(ゆめみ野1丁目)